

プラスチックに係る検討について (案)

平成30年10月30日

プラスチックに係る検討の背景等

- 「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、プラスチックに係る国の取組として、以下の項目が掲げられている。
 - 資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、**プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）**を策定し、これに基づく施策を進めていく
 - 具体的には、**使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する**



- 「プラスチック資源循環戦略（素案）」において、「**グリーン購入法等に基づく国・地方自治体による率先的な公共調達**」が示されたところ
➡ **ワンウェイの容器包装等の削減、再生プラスチックの利用促進等**

見直し品目及び判断の基準等の概要

画像機器等（コピー機等）

- 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていることを判断の基準として新たに設定
- 将来的な判断の基準への格上げを見据え、配慮事項において再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品を使用する場合の適用基準を明確化（25gを超える部品）

役務（食堂、庁舎等において営業を行う小売業務、会議運営）

【食堂に係る判断の基準】

- プラスチック製のワンウェイの食器・容器の原則使用禁止

【庁舎等において営業を行う小売業務に係る判断の基準】

- ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、プラスチック製の買物袋のバイオプラスチック化
- 植物由来のプラスチック製買い物袋の使用

【会議運営に係る判断の基準】

- ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制